

バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）東京支店との定期預金規定

本規定において「**預金**」とは、バークレイズ銀行東京支店（以下「**当行**」といいます。）が本規定に基づき受け入れる預金をいいます。「**本規定**」とは、この定期預金規定をいいます。「**お客さま**」とは、当行に預入れた預金の名義人をいいます。

1. 資金の振替

- 1.1. 当行は、お客さまが預金口座を開設する前にマネーロンダリング防止／制裁のために求められるすべての当行内チェック及びデューディリジェンスをすべて問題なく完了させる必要があります。
- 1.2. 預金取引の開始にあたり、お客さまには以下の事項を実施していただく必要があります。
 - 1.2.1. 預金の取引条件について、当行所定の方法（電話、電子メール、電子取引プラットフォーム（**BARX** 等）を含みますが、これらに限定されません。）により当行と合意していること
 - 1.2.2. 当行が英国及び日本の法規制を確実に遵守できるようにするため、当行から交付された法令上記義務付けられている書面を確認し、（必要に応じて）署名の上、返送すること
 - 1.2.3. 預金に関連して使用する、お客さま名義の銀行口座にかかる標準決済指図（以下「**SSI**」といいます。）を当行に提供すること
- 1.3. 「**営業日**」とは、（a）支払に関しては、東京、及び預金の通貨が日本円以外の場合には該当支払通貨の主たる金融センターにおいて、（b）通知その他の連絡に関しては、支払先から指定された通知の送付先住所のある場所において商業銀行が通常の営業（外国為替及び外貨預金の取扱いを含む）を行っている日をいい、土日及び現地の祝日は除きます。
- 1.4. 翌日物預金とは、預入れの翌営業日を満期日とする預金をいいます。別段の定めがある場合を除き、翌日物預金を預金とイいます。
- 1.5. 当行は、預金取引の開始又は継続に際し約定確認書を発行します。約定確認書は、本契約に基づく預金全般について当行とお客さまとの間で合意する方法（自動又は電子照合システムが利用可能な場合は、当該システムを含む）により電子的に送付するものとします。
- 1.6. お客さまは、各約定確認書をよく読み、明らかな誤り又は相違がある場合には、約定確認書に記載の連絡先情報から直ちに当行に通知するものとします。約定確認書を受領できなかった場合又は受領が遅れた場合であっても、それにより預金にかか

る取引が無効になることはありません。当行は、約定確認書の受領後一営業日以内にお客さまから当該約定確認書に記載の条件について異議を述べる旨の通知がなかった場合、（明らかな誤りが含まれている場合を除き）お客さまが当該約定確認書を承諾したものとみなします。当行又はお客さまが約定確認書について他方当事者に対して問い合わせを行い、又は誤り若しくは訂正の必要性を主張した場合、当該他方当事者から回答がないことをもってこれらの事項への承諾が得られたとはみなさないものとします。

- 1.7. 当行は、預金の条件を証明するため、お客さまとの通話記録又は電磁的なやり取りの記録（存在する場合）を参照することができるものとし、これらの記録は全当事者を拘束するものとします。
- 1.8. 満期日前の解約は原則として出来ません。但し、お申出がある場合で、当行がやむをえないと認めて満期日前の解約に応じる場合は、次の A 及び B の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用して利息の額を計算し、この預金の元本（以下「解約元利金」と総称します。）とともに支払います。

A：約定利率 x 70%

(*基準利率－約定利率) x (約定日数－預入日数)

B：約定利率 - $\frac{\text{(*基準利率 - 約定利率) x (約定日数 - 預入日数)}}{\text{預入日数}}$

ただし、B の算式によって計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。

なお、*基準利率とは、満期日前の解約日にこの預金の元本を当初約定した満期日まで新たに市場から調達するとした場合、その調達の際に適用される利率を基準として算出した利率をいいます。

また、金融情勢によっては中途解約損害金をお支払いいただく場合があります。中途解約損害金は、この預金の満期日前の解約により、当行は満期日前の解約を行った時点でこの預金に関するヘッジ取引をデリバティブ市場で中途解約あるいは新たに締結する（いわゆる再構築コスト）を市場実勢相場に基づいて算出します。このように、中途解約損害金の算出には満期日前の解約時点での市場実勢相場を使用するため、申し込み時点で中途解約損害金を示すことはできません。

一般的に、中途解約損害金は、為替相場水準・金利水準、為替相場・金利のボラティリティ（期待変動率）、期間などの影響を受けるため、例えば、預入時の為替相場と比較して期日前の解約時の為替相場が預金通貨高になるほど（金利水準が高いほど）、預入時の為替相場・金利のボラティリティ（期待変動率）と比較して期日前の解約時の為替相場・金利のボラティリティ（期待変動率）が上昇するほど、また、預金残存期間が長いほど、中途解約損害金は大きくなる傾向があります。

上記の計算に基づいて、お客さまが当行に対し負担すべき中途解約損害金がある場合、この預金に関して当行がお客さまに対して支払うべき一切の金額から相殺します。この場合、解約元利金から中途解約損害金を引いた金額が、当初お預入の元本金額を下回る元本割れが生じる可能性があります。

- 1.9. お客さまが預金を更新しかつ当該更新について当行が同意している場合を除き、預金は、満期日にお客さまの SSI に基づいてお客さまの口座に入金されます。
- 1.10. お客さまは、預金の預入れ期間中に預入れ額を追加することはできませんが、預金を複数に渡り預け入れることは可能です。また、満期を迎える預金を更新するときには預入れ額を追加することができるものとします。

2. 利息

- 2.1. 各預金の利息は、お客さまと合意した利率で支払われます。
- 2.2. 利息は、預金として指定された通貨に適用される日数計算方法により計算されるものとし、約定確認書に詳細が記載されます。詳細な内容は当行への請求により入手可能です。利息は、満期日及び合意した中間利払日における預金残高に適用されません。
- 2.3. 満期日又は中間利払日が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日に利息を支払います。但し、当該翌営業日が満期日又は中間利払日の属する月の翌月となるときは、前営業日に利息を支払います。
- 2.4. 「中間利払日」とは、預金に関して交付される約定確認書において指定された日をいいます。

3. 標準決済指図

- 3.1. 標準決済指図は、各預金の約定確認書に記載されます。当行は、随時 SSI を更新できるものとし、更新された SSI の詳細は書面でお客さまに送付します。
- 3.2. お客さまは、対象商品、決済の種類及び電話の折り返し先を確認する通知を書面で xraplctkymmprocessin@barclays.com に送付することで、本規定に基づく預金の SSI を変更することができます。
- 3.3. お客さまが行った SSI の変更は、お客さまが預入れたすべての預金（既存の預金を含みます。）に適用されます。お客さまが同一通貨で預け入れた複数の預金に対し、異なる SSI を適用することはできません。但し、異なる通貨で預け入れた預金には異なる SSI を適用することができます。

4. 更新、払戻し、指図等

- 4.1. お客さまは、預金の更新の際に利息を預金に含める場合、当初の預金の預入れ時に当行に通知しなければなりません。利率は預金にかかる取引の更新がなされた時に確認されます。
- 4.2. お客さまは、当行に対し、預金の預入れに関連して電話、認可ブローカー又は電磁的方法（電子メール、BARX その他の電子取引プラットフォームを含みますが、これ

らに限定されません。)により当行に指図 (SSIに関連した変更を除きます。)が通知されたときに、当行がこれを受け入れることを許可するものとします。

- 4.3. お客様は、印章を失ったとき又は印章、氏名、名称若しくは住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、お客様が印章を失った場合の預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きを行った後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 4.4. 当行が約定確認書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用されたお客様の印影又は署名を届出の署名印鑑届と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があり、お客様に損害が生じた場合であっても、当行は責任を負いません。
- 4.5. 預金は、譲渡又は質入れすることはできません。当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

5. マネーロンダリング防止と制裁

- 5.1. お客様は、自らも、その子会社、関連会社、役員、取締役、代理人、代表者又は社員のいずれも、以下に該当しないことを確認します。

5.1.1. 制裁の対象であること。

5.1.2. イラン、北朝鮮、キューバ、クリミア、ウクライナのいわゆるドネツク人民共和国及びルハンスク人民共和国、ヘルソン州及びザポリヅジャ州の非政府支配地域、シリア又はその他制裁の対象となっている個人、法人、地域若しくは国 (以下「取引禁止対象個人及び取引禁止対象国」という。)に実在し、又はこれらと直接、間接若しくは取引関連の繋がり若しくは関係を有していること。

- 5.2. お客様又はその子会社、関連会社、役員、取締役、代理人、代表者若しくは社員がその後制裁対象となった場合、又は取引禁止対象個人及び取引禁止対象国と何らかの繋がり若しくは関係を構築している若しくは構築しようとしている場合、お客様は直ちに当行に通知しなければなりません。

- 5.3. お客様は、いずれの定期預金も、以下の活動に直接又は間接に由来するものでないことを確認します。

5.3.1. 取引禁止対象個人及び取引禁止対象国が関与する活動

5.3.2. その他制裁に違反している可能性のある活動

5.3.3. 適用されるマネーロンダリング防止法又は制裁に違反する可能性のある犯罪事業又は活動に等しい活動

- 5.4. 当行は、お客さま又はその子会社が、(i) 取引禁止対象個人及び取引禁止対象国と直接、間接若しくは取引関連の繋がり若しくは関係を有し、又は関係を構築しようとしている場合、(ii) 取引禁止対象個人及び取引禁止対象国と直接、間接若しくは取引関連の事業を行っている場合、又は、(iii) その他の理由で制裁の対象となった場合若しくは制裁に違反した場合、本規定を直ちに解除できるものとします。
- 5.5. 一定の状況下においてマネーロンダリング、テロ資金供与若しくは違法な活動に関連して定期預金が使われた場合、又は法律により制裁若しくは命令が下された場合、当行は定期預金の凍結又は遮断を義務付けられる場合があります。凍結又は遮断は、関連する法律で定められている口座の監視の結果、行われる可能性があります。かかる凍結又は遮断が行われた場合、当行は、それによって生じるいかなる結果又は損失についてもお客さまに対して責任を負わず、お客さまは、お客さまの定期預金の凍結又は遮断に関連して当行が第三者に対する責任を問われた場合、当行を補償することに同意するものとします。
- 5.6. 本規定において「制裁」とは、米国、英国、欧州連合若しくはその加盟国又は日本その他の関連法域において、以下を含むがこれらに限定されない関係政府機関又は立法機関により制定、施行、発動又は執行される経済、取引又は金融制裁に関する法律、規則、禁輸措置、制限措置その他これらに類する措置をいいます。
- 5.6.1. 米国財務省外国資産管理室 (OFAC)
- 5.6.2. 米国国務省
- 5.6.3. 国連安全保障理事会
- 5.6.4. 英国財務省
- 5.6.5. 日本国財務省

6. 違法性と実質的履行不能

- 6.1. 当行は、以下に該当すると誠実かつ合理的な方法で自ら判断した場合には、その裁量により預金（一部ではなく全額）を直ちに解除、解約できるものとします。
- 6.1.1. 金融、政治若しくは経済情勢の変化若しくは為替レートの変動、関連する通貨政策の変更又は類似する事象の結果、
- 6.1.2. 該当する支払通貨のノストロ口座にかかる当行の利用可能性に変化が生じた結果、又は
- 6.1.3. 当行又はその関連会社が、政府、行政、司法当局又は司法権限を有する機関が定める現在又は将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令若しくはその解釈のうち、当行が誠実にその適用を判断したものを誠実に遵守した結果、本規定に基づく預金の保有又は当行の義務の全部若しくは一部の履行が違法、実質的履行不能若しくは不可能となり、若しくはその可能性が相当程度見込まれる場合又は適用される移行期間、猶予期間、権利行使据置期間その他類似の効果をもつ期間の満了後（当該移

行期間、猶予期間、権利行使据置期間その他類似の効果を有する期間の開始の前提条件の充足後)に本規定に基づく預金の保有若しくは当行の義務の全部若しくは一部の履行が違法、実質的履行不能若しくは不可能となる場合

- 6.2. 当行が第6項に基づき預金を解約する場合において、第5.5項に該当しないときは、当行からお客さまへの当該預金の返還が違法とならない限り、当行は本規定の第11項に基づき当該返還を行います。

7. お客さまに関する情報の利用

- 7.1. 当行は、お客さまの個人情報について、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲内でお客さまの個人情報を取り扱っております。当行は、特段の定めがある場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しないものとします。個人データを含むお客さまの情報の利用方法及び利用目的並びに当行が当該情報を利用するための法的根拠の詳細については、以下のサイトでご覧いただけます。

<https://www.barclays.co.jp/home/personal-protection-declaration-bbplc/>

- 7.2. 当行は、法令諸規則により、お客さまの預金に関する情報を監督機関や管轄税務当局と共有するようを要請される場合があります。かかる要求は、直接又は監督機関若しくは管轄税務当局を通じて行われます。当行は、秘密情報を共有する際には、当行の義務の遵守に必要なものに限って共有するものとします。当行が情報を共有する監督機関又は税務当局は、他の適切な監督機関又は管轄税務当局と当該情報を共有することができます。これには、イングランド銀行又は政策上の目的で活動する他の中央銀行への開示義務の遵守のための開示が含まれます。この目的のために当行においてお客さまからの追加の書類又は情報が必要となる場合は、必要な書類又は情報を提供していただきます。ご提供いただけない場合、当行において一又は複数の預金を解約する必要があることがあります。法令諸規則により当行に預金の解約義務が生じる場合、当行は、預金に関連して行われた一定の支払から一部を源泉徴収し、源泉徴収した金額を管轄税務当局に支払います。
- 7.3. お客さまは、お客さま及び預金に関する秘密情報の受領者が、当行からの指示のみに基づき、適用されるデータ保護法に準拠して当行と同等の方法により秘密情報を保護することを条件として、当行の個人情報保護宣言（上記ウェブサイトのリンクに掲載）に記載のとおり、当行の関連会社及び専門家その他のアドバイザー又はコンサルタントに当該秘密情報を開示することに同意するものとします。
- 7.4. 本規定において「**秘密情報**」とは、書面、口頭、電子的形態その他の媒体を問わず、本規定に関連して一方当事者又は一方当事者を代理して他方当事者に開示される情報であって、当事者の公知でない事業（又はそのグループの一員の事業）の全部若しくは一部に関するもの又は当行とお客さまとの間の契約条項（但し、本規定の存在は含まないものとします。）に関するものをいいます。

8. 当行との通話

パークレイズ・バンク・ピーエルシー（パークレイズ銀行）東京支店は、東京都港区六本木6-10-1を登録住所とする、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの日本における支店です。また、日本の金融庁の監督下にある登録金融機関です。登録番号は、関東財務局長（登金）第626号です。

当行は、お客さまとの通話や電磁的なやり取りについて、監視又は記録する場合があります。当行は、通常の記録保存規定に従って作成されたすべての記録を保存するものとします。

9. バイルイン措置の契約上の承認

9.1. お客さまは、本基本取引約款、関連する定期預金契約及び当事者間のその他の契約、協定又は合意のいかなる規定にかかわらず、本基本取引約款及び関連する定期預金契約に基づく又は本基本取引約款及び関連する定期預金契約に関連する当行のいかなる債務（以下「**本債務等**」という。）が、関連する破綻処理当局によるバイルイン措置の対象になる可能性があること、また、以下の効果に拘束される可能性があることを承認し、同意します。

9.1.1. 本債務等に関連するいかなるバイルイン措置（以下を含みますが、これらに限定されません。）の効果

- i. 本債務等に関する元本又は未払い残高（未払いの経過利息を含む。）の全部又は一部が減額されること
- ii. 本債務等の全部又は一部がお客さまに対して発行又は与えられる株式その他の持分証券に転換されること
- iii. 本債務等が免除されること

9.1.2. 本債務等に関連するいかなるバイルイン措置を実行するために必要な範囲での本基本取引約款及び関連する定期預金契約の条件の変更の効果

9.2. 「バイルイン措置」とは、以下に定義する「減額及び転換する権限」の行使をいいます。

9.3. 「英国バイルイン法制」とは、2009年英国銀行法第1章及び不健全若しくは経営状態の悪い銀行、投資会社若しくはその他の金融機関又はそれらの関連会社（以下「**破綻処理当事者**」と総称する。）の破綻処理（清算、管理その他の破産手続によるものを除く。）に関連して英国において適用されるその他のいかなる法令又は規則をいいます。

9.4. 「破綻処理当局」とは、以下に定義する「減額及び転換する権限」を行使する権限を有するいかなる機関をいいます。

9.5. 「減額及び転換する権限」とは、英国バイルイン法制に関連する、英国バイルイン法制に基づく①破綻当事者の株式を取消、譲渡又は希釈する権限、②破綻当事者の債務又は当該債務を生じさせた契約若しくは証書を取消、減額、修正又は態様を変更する権限、③当該債務の全部又は一部を破綻当事者又は第三者の株式、証券又は債務へ転換する権限、④当該契約又は証書に基づく権利がそれに基づき行使されたものとして扱う権限、⑤当該債務にかかるあらゆる義務を一時停止する権限、又は、⑥これらの権限に関連し又は付随する英国バイルイン法制に基づくあらゆる権限をいいます。]

10. 反社会的勢力の排除

10.1. お客さまは、次の各号に掲げる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

10.1.1. 暴力団

10.1.2. 暴力団員

10.1.3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

10.1.4. 暴力団準構成員

10.1.5. 暴力団関係企業

10.1.6. 総会屋等

10.1.7. 社会運動等標ぼうゴロ

10.1.8. 特殊知能暴力集団等

10.1.9. その他前各号に準ずる者

10.2. お客さまは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

10.2.1. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

10.2.2. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

10.2.3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

10.2.4. 反社会的勢力であるとして知らず、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

10.2.5. 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

10.3. 各当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

10.3.1. 暴力的な要求行為

10.3.2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 10.3.3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 10.3.4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 10.3.5. その他前各号に準ずる行為
- 10.4. 当行は、お客さまが、(i)本第 10.1 項若しくは 10.2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、(ii)本第 10.1 項若しくは 10.2 項のいずれかに該当した場合、又は(iii)自ら若しくは第三者を利用して本第 10.3 項各号のいずれかに該当する行為をし、相手方との取引を継続しがたいと認めた場合には、何らの催告を要せず、本規定を解除することができます。
- 10.5. 当事者は、本第 10.4 項により本規定を解除されたことを理由として、契約を解除した当事者に対し、損害の賠償を請求することができません。
- 10.6. 本第 10.4 項により本規定が解除された場合で、契約を解除した当事者に損害が生じたときは、契約を解除された当事者がこれを賠償する義務を負うものとします。

11. 本規定の変更と解約

- 11.1. 当行は、法令諸規則の改正を遵守するため、又は、金融その他の情勢の変化その他の適切な理由がある場合、インターネットの使用等適切な方法でお客さまに通知することにより本規定に変更を加えることができるものとし、当該変更は当該通知が行われた時点で効力を生ずるものとします。
- 11.2. 当行は、以下に該当する場合、一又は複数の預金及びその裁量により本規定を直ちに解約できるものとします。
 - 11.2.1. 第 5.4 項、第 6.1 項又は第 10.4 項に基づく場合
 - 11.2.2. お客さまが当行に誤った情報又は重大な誤解を招く情報を提供した場合
 - 11.2.3. マネーロンダリング防止法その他の適用法により当行に実施が義務付けられている資格要件の確認又は本人確認をお客さまが通過できなかった場合
 - 11.2.4. 裁判所の命令又は監督機関の指示若しくは決定により預金にかかる取引の解約を求められた場合
 - 11.2.5. お客さまが違法な目的で預金を使用し又は他の者に使用させた場合
 - 11.2.6. お客さまが当行が合理的に判断して直ちに措置を講じることが妥当であると考えような著しく不適切な行動をとった場合
 - 11.2.7. お客さまが本規定その他の当行との契約の条項に著しく違反し、又は繰り返し違反した場合

- 11.2.8. お客さまが、当行の評判を著しく傷つけ若しくは法令違反につながる可能性のある状況を自ら招き、又はそのような指示を与えたと当行が判断した場合
- 11.3. 当行は、お客さまに対し預金の解約理由を説明する義務を負わないものとします。
- 11.4. 何らかの理由で預金が中途解約され若しくは預金の満期日が到来した場合において、当行が当該預金に関して支払うべき金額の支払い若しくは受渡しを行うことが違法、不可能、実質的履行不能若しくは禁止（以下、総称して「清算の中断」といいます。）となる又はその可能性がある（と当行が合理的に判断する）ときは、当該預金に関する当行の義務を清算の中断が解消するまで停止するものとし、その場合、当行は当該預金にかかる取引解約を進めます。清算の中断の結果、預金に関してお客さまに支払われるべき金額の支払い又は受渡しに遅延が発生した場合でも、お客さまは当該遅延に伴う追加の金額を受け取ることはできないものとし、これに関して当行は一切責任を負わないものとします。
- 11.5. 何らかの理由により預金が中途解約された場合、当行は、その時点までの利息を含めた預金の元本から当該中途解約により発生する手数料、費用、損失又は経費（調達コスト及びヘッジ取引の手仕舞いコストを含みます。）を差し引いた金額を払戻す権利を留保します。

12. 一般条項

- 12.1. 当行は、本規定に基づいて行われる預金に関する計算又は決定を誠実に行うものとし、当該計算又は決定は、明らかな誤りがある場合を除き、当該預金に関する事項の確定的な証拠とみなすものとします。
- 12.2. 苦情の申し立て方法及び当行の苦情処理手続きの詳細については、以下のリンクからご覧いただけます。
[https://www.barclays.co.jp/content/dam/barclays-jp/pdfs/bbplc/20170401_\(PLC\)%E8%8B%A6%E6%83%85%E5%87%A6%E7%90%86%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E3%81%8A%E3%82%88%E3%81%B3%E7%B4%9B%E4%BA%89%E8%A7%A3%E6%B1%BA%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf](https://www.barclays.co.jp/content/dam/barclays-jp/pdfs/bbplc/20170401_(PLC)%E8%8B%A6%E6%83%85%E5%87%A6%E7%90%86%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E3%81%8A%E3%82%88%E3%81%B3%E7%B4%9B%E4%BA%89%E8%A7%A3%E6%B1%BA%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf)
- 12.3. 本規定のいずれかの条項が適用法に基づき無効となり又は法的拘束力を持たない場合、当該条項は本規定から削除されます。当該条項を削除した場合でも、本規定の残りの条項には影響を与えないものとします。
- 12.4. 第 5.5 項、第 7 項及び第 14 項は、本規定が何らかの理由で終了又は満了した後も有効に存続するものとします。
- 12.5. 当行は、利益相反管理方針を策定、実施しており、当行の利益相反管理方針の概要は以下のリンクからご覧いただけます。
https://www.barclays.co.jp/content/dam/barclays-jp/pdfs/bbplc/CSTK22682_BBPLC_%E5%88%A9%E7%9B%8A%E7%9B%B8%E5%8F%8D%E7%AE%A1%E7%90%86%E6%96%B9%E9%87%9D%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81.pdf

13. 準拠法と裁判管轄

本規定又はそれに関連して生じる契約外の義務は、日本法に準拠するものとします。第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

14. 承諾

本規定は、お客さまが当行に預入れた預金に適用され、これを規律するものとします。お客さまは、当行に預金を預入れることにより、本規定の条項を承諾したものとみなされます。本規定は、本規定の主題に関する両当事者間の完全な合意及び了解事項を構成し、これに関連する両当事者間の従前の口頭又は書面による一切の合意、通信その他のやり取りに優先します。